○外務省告示第百四十七号

平成二十三年四月六日に東京で、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の協力分野に関する次の書簡及び原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定第八条の実施に関する次の書簡の交換がカザフスタン共和国政府との間に行われた。

平成二十三年四月八日

外務大臣　松本　剛明

（原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の協力分野に関する交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千十年三月二日に東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、特に、協定第二条2(g)の規定に基づく合意に関する次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　独立行政法人日本原子力研究開発機構とカザフスタン共和国国立原子力センターとの間の関連する契約に基づいて実施される高速炉の安全性に関する実験事業（再臨界の可能性を排除し、及び軽減することを目的として、炉心崩壊事故の発生を仮定し、そのような状況における溶融した燃料及び溶融したステンレス鋼の再配置及び相互作用挙動を評価するためのもの）は、協定第二条2(g)に規定する協力とみなす。

2　1の規定において協定第二条2(g)に規定する協力とみなされる活動は、協定に従って実施されることが確認される。

本大臣は、更に、前記の了解がカザフスタン共和国政府により受諾される場合には、この書簡及びカザフスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年四月六日に東京で

日本国外務大臣　松本剛明

日本国駐在

カザフスタン共和国特命全権大使

A・カマルディノフ閣下

（カザフスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、カザフスタン共和国政府に代わって前記の了解を受諾することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の時に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年四月六日に東京で

日本国駐在

カザフスタン共和国特命全権大使

A・カマルディノフ

日本国外務大臣　松本剛明閣下

（原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定第八条の実施に関する交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千十年三月二日に東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、特に、協定第八条にいて、協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外（供給締約国政府の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されないことが規定されていることに言及する光栄を有します。

本大臣は、更に、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　回収され又は副産物として生産された核物質であって協定に基づいて日本国政府の管轄から移転された設備（協定の附属書AのB部11に規定するもの）及び当該設備に関連する技術を用いて得られたものについてのカザフスタン共和国政府の管轄の外（日本国政府の管轄内を除く。）への移転に関し、日本国政府は、2から4までの規定に従うことを条件として、協定第八条に規定する同意をここに与える。

2　カザフスタン共和国政府は、追加議定書により補足された国際原子力機関（以下「機関」という。）との間の保障措置協定を締結している受領国である第三国の政府から、書面により、かつ、事前に、この2に定める全ての条件が満たされることについての保証を得る。

(1)　1に規定する回収され又は副産物として生産された核物質が受領国である第三国において平和的非爆発目的にのみ使用されること。

(2)　受領国である第三国が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に規定する非核兵器国である場合には、当該第三国における全ての核物質について機関による保障措置の適用が現在及び将来にわたってあること。

(3)　受領国である第三国において1に規定する回収され又は副産物として生産された核物質について機関による保障措置の適用があること。この場合において、受領国である第三国が核兵器国であるか否かを問わない。

(4)　受領国である第三国において全ての核物質について適切な防護の措置（少なくとも協定の附属書Bに定める水準でなければならない。）が現在及び将来にわたって維持されること。

(5)　この2に定める条件と同等のものが満たされることについての保証を他の国から得ることなしに、1に規定する回収され又は副産物として生産された核物質が受領国である第三国の政府の管轄から当該他の国の政府の管轄に更に再移転されることのないこと。

3　カザフスタン共和国政府は、予定される移転を日本国政府に対して書面により、かつ、事前に通告し、及び2に定める全ての条件が満たされていることを通告する。

4　カザフスタン共和国政府は、日本国政府に対し、受領国である第三国からカザフスタン共和国政府が得た2に規定する保証についての文書の写しを毎年提供する。

本大臣は、更に、前記の取極がカザフスタン共和国政府により受諾される場合には、この書簡及びカザフスタン共和国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年四月六日に東京で

日本国外務大臣　松本剛明

日本国駐在

カザフスタン共和国特命全権大使

A・カマルディノフ閣下

（カザフスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、カザフスタン共和国政府に代わって前記の取極を受諾することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の時に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年四月六日に東京で

日本国駐在

カザフスタン共和国特命全権大使

A・カマルディノフ

日本国外務大臣　松本剛明閣下